

平成 31 年度税制改正大綱において、法人事業税の税率の改正及び特別法人事業税の創設が盛り込まれました。その概要は次のとおりです。

1. 法人事業税の税率の改正の概要

① 資本金 1 億円超の普通法人の所得割の標準税率

所得区分	現行	改正案
年 400 万円以下	1.9%	0.4%
年 400 万円超年 800 万円以下	2.7%	0.7%
年 800 万円超	3.6%	1.0%

② 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

所得区分	現行	改正案
年 400 万円以下	5.0%	3.5%
年 400 万円超年 800 万円以下	7.3%	9.6%
年 800 万円超	9.6%	7.0%

③ 適用時期

平成 31 (2019) 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

2. 特別法人事業税の創設の概要

① 課税標準

法人事業税額 (標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。)

② 税率

外形標準課税法人	260%
外形標準課税法人以外の普通法人等	37%

③ 適用時期

平成 31 (2019) 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

※参考

上記は、納税者の税負担額に影響を及ぼす改正ではなく、改正の前後で法定実効税率は変動しないものと考えられます。